

第 92 回（令和 2 年 8 月）

浜田地区広域行政組合議会
定例会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 92 回（令和 2 年 8 月）浜田地区広域行政組合議会定例会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 14 日（金）午前 10 時 00 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
第 5 認定第 1 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
第 6 認定第 2 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 7 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について
第 8 議案第 6 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第 9 議案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 10 議案第 8 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について
第 11 議案第 9 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 承認第 1 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
承認第 2 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
認定第 1 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

会 議

午前 10 時 開会

議長（牛尾昭議長） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。これより第 92 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。

本日、江津市長の山下副管理者は、所用のため欠席の連絡がありましたので報告いたします。

また、わたくしは、治療のため急遽早退をする必要があり、午後からは副議長に議長の職務を行っていただくことを報告をいたします

ただいまの出席議員は 10 名で議会は成立しております。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

管理者。

管理者（久保田章市） おはようございます。第 92 回組合議会定例会の開会に当たりまして、先般、7 月 13 日から豪雨に伴います江の川の氾濫によりまして被害を受けられた皆さま方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

当組合といたしましても、被災された皆さまの一刻も早い復旧・復興を願うとともに、可能な限り支援に努めてまいりたいと考えております。

本日は、後ほどの全員協議会におきまして豪雨災害の状況と支援の内容について、ご説明をすることといたしております。

議案質疑をはじめ一日の日程となりますが、諸議案につきましてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、管理者としての冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

議長（牛尾昭議長） 本日の議事日程は、お手元に配布してありますので朗読は省略いたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の規定により議長において指名いたします。

2 番串崎利行議員、6 番多田伸治議員のお二人をお願いいたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保

除条例の一部を改正する条例について）及び日程第 4、承認第 2 号、専決処分の承認について、を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（河上事務局長） 承認第 1 号の専決処分の承認について、をご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお開きください。本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を令和 2 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。提案条例説明資料を別途配布しておりますので、こちらによりご説明いたします。説明資料の 1 ページをご覧ください。

本条例は、消費税の 10 パーセントへの引き上げに併せて行なわれた介護保険料の軽減対策の完全実施に対応するため「介護保険法施行令」の一部を改正する政令の公布、施行に基づき改正したものです。

改正の概要につきましては、令和 2 度当初予算で提案の際、説明しておりますが、第 1 段階を保険料率 0.3 で年間保険料は 25,128 円、同じく第 2 段階で 0.5、金額は 41,880 円、第 3 段階で 0.7、金額は 58,632 円にするものです。

なお、附則として、施行日は令和 2 年 4 月 1 日とし、経過措置として、令和 2 年度以後の保険料について適用し、それ以前の保険料については従前の例によるものとしております。

続きまして、承認第 2 号の専決処分の承認について、をご説明申し上げます。議案書の 3 ページをお開きください。

本件も、前号同様、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を令和 2 年 6 月 5 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。提案条例説明資料によりご説明いたしますので、資料の 2 ページをご覧ください。

本条例は、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免にかかる国の財政支援基準が「令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が設定されているもの」と規定されたことにより、減免の遡及適用が生じるため、遡及しての減免ができるよう条例の改正を行ったものです。また、被保険者への周知は、6 月に発送いたします保険料確定通知に併せて行うことが最も有効であるとの考えから、専決処分を行わせていただきました。なお、附則として施行日は公布の日としております。

参考として、横長の条例議案新旧対照表を配付しておりますので併せてご覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 2 件の承認事項について、質疑はありますか。
多田議員。

6 番（多田伸治議員） まずは、承認 1 号について、消費税増税後、保険料軽減

のというような話しなんですけど、軽減はされてはいるんですが、これで被保険者のところに対して十分な軽減になっているかというふうにお考えでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 今年度は第 1 段階から第 3 段階の被保険者の軽減事業を行っています。十分ではないかもしれませんが今まで以上に軽減率もアップしておりますので、少しでも被保険者の軽減となっていると認識しております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 承認 2 号について、少し 7 月の時にも伺ってはいるんですが、これ結局、減免の状況というのはどういうふうになっているのか説明願います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 減免の状況ですが、7 月末の時点で申請者が 36 名いらっしゃいます。決定者が 35 名で却下の方が 1 名いらっしゃいました。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 被保険者に対して、36 人というようなことなんで、それほど多くないように見えるんですが心配しているのはね、さっき通知はしたというふうに言われとるんですが、例えば独居の 1 号被保険者のところできちんと理解できるような。あるいは、手続きができるような内容になっとったんかというところをどういうふうに工夫されたんか、対応されたんかというところを伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 先ほど局長の方からも説明がありましたとおり本算定の通知書の裏面に大きな宛名ラベルシールで周知を行いました。また、広報等にも、ホームページ等にも掲載しております。独居の方については、ケアマネージャー等もいらっしゃいますので、ご家族もいらっしゃいますし、そういったところで情報発信して行けたので十分な周知となっていると認識しております。

議長（牛尾昭議長） 他に。ありますまだ。じゃ多田議員。

6 番（多田伸治議員） その辺をね、どう確認されたのか。独居の方でコロナの

影響で収入が所得がというところが 1 号被保険者のところでどんだけ影響があるか。それほど多くはないと私も思うんですが、やはりそれぞれの方にきちんと理解していただくということが、どこまで担保できているかというところが私は気にしとりますんで、まあ、ケアマネがおって同居してないにしても、家族が居るんでそこにきちんと話しが行っているかどうかというのが、できているもんなのかどうなのかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 本算定通知に合わせて発送を全員 1 号被保険者にしてありますが、理解できる方についてはその後ですね、かなりの電話の問い合わせをいただいております。そこで丁寧に説明をしておりますので理解をして必要とあれば申請をしてきていただけると認識しております。

議長（牛尾昭議長） 野藤議員。

5 番（野藤薫議員） いいです。分かりました。

議長（牛尾昭議長） いいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。これより承認議案の採決を行います。

承認第 1 号 専決処分の承認についてを採決します。承認第 1 号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

承認第 1 号は原案のとおり承認されました。

承認第 2 号、専決処分の承認について、を採決します。承認第 2 号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

承認第 2 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5、認定第 1 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第 6、認定第 2 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、を一括議題といたします。提案者の説明を

求めます。

事務局長。

事務局長（河上事務局長） 認定第 1 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第 2 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について一括してご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

お手元に配付しております緑色の表紙、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。また、同じく緑色の表紙の令和元年度主要施策等実績報告書、また、白い表紙の監査委員意見書もお手元にご用意いただければと思います。

それでは、まず決算書 3 ページの決算総括表をお開きください。

まず、一般会計ですが予算現額は 13 億 573 万 9 千円で、決算額は、歳入の 13 億 577 万 8,899 円に対して歳出は、12 億 9,585 万 3,595 円で、差引残額の 992 万 5,304 円を翌年度へ繰り越しております。

決算書の 6 ページ、7 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書、緑色の表紙でございます。その 1 ページの一般会計の決算概況を併せてご覧ください。

歳入の主なものは、浜田市・江津市からの負担金であり、11 億 1,018 万 3,215 円で、歳入決算額の 85 パーセントを占めております。続いて、使用料及び手数料が 8,002 万 7,956 円で 6.1 パーセントとなっております。

なお、手数料につきましては、エコクリーンセンターへの家庭ごみ・事業所ごみの直接搬入量が年々増加した影響で、昨年度よりもさらに約 38 万 2 千円の増額となっております。

また、一般会計で処理をしております介護保険料の低所得者保険料軽減事業につきましては、事業の拡充により歳入においては、国庫支出金、県支出金、両市からの負担金が増額となり、歳出では、介護保険特別会計に繰り出した額が前年度比、6,652 万 2 千円増の 8,669 万円となったところです。

続いて、決算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては 4 の衛生費が 6 億 7,461 万 2,086 円で 52.1 パーセント、次いで、公債費が 4 億 7,145 万 373 円で 36.4 パーセントとなっております。

主要施策等実績報告書、グラフが書いてある方ですが、その 1 ページの予算の性質別内訳としましては、物件費が消費税率改正の影響などにより、対前年度比 1,168 万 2 千円、率にして 1.9%増額しております。

また、公債費の内、エコクリーンセンター建設の際に借り入れた平成 16 年度借入金 の償還がこのたびで終了しましたことも合わせて報告させていただきます。

次に、介護保険特別会計について、ご説明いたします。

決算書の方に戻っていただきまして 3 ページの総括表をご覧ください。

予算現額は 122 億 1,757 万 8 千円で、決算額は歳入の 123 億 2,150 万 5,474 円に対し、歳出は 118 億 5,526 万 2,690 円となり、差引残額の 4 億 6,624 万 2,784 円を次年度へ繰り越しております。

決算書の 26、27 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書 2 ページの介護保険特別会計の決算概況をご覧ください。

まず、決算書 26、27 ページについてですが、歳入の主なものは、国庫支出金が 30 億 8,480 万 4,835 円で歳入決算額の 25.0 パーセント、続いて、支払基金交付金が 29 億 5,401 万 7 千円で 24.0 パーセント、その次に、保険料が 23 億 5,832 万 196 円で 19.1 パーセントなどとなっております。

介護保険料の収納実績については、恐れ入りますが白い表紙の監査委員意見書こちらの 9 ページの保険料収納状況がございますのでこちらの表をご覧ください。

令和元年度の介護保険料の徴収率は、現年度分が前の年度に比べて 0.06 ポイント増の 99.43 パーセント、滞納繰越分が同じく 4.29 ポイント増の 26.54 パーセントとなり、全体では 0.18 ポイント増の 98.06 パーセントとなりました。不納欠損額と収入未済額も減少しており、令和元年度の保険料徴収は昨年度以上に健闘したものと思っております。

続きまして、決算書の方に戻っていただき、28、29 ページをお開きください。

歳出の主なものは、2 の保険給付費が 105 億 8,378 万 9,701 円で 89.3 パーセント、続いて 4 の地域支援事業費が 6 億 3,246 万 2,763 円で 5.3 パーセント、1 の総務費が 2 億 4,420 万 2,463 円で 2.1 パーセントなどとなっております。

保険給付費につきましては、前年度決算額を下回っておりますが、これには、第 1 号被保険者数の減少とともに要介護認定率が低下したことによりサービスを利用する方の数が減少していることが主な要因と分析しております。

歳入歳出差引残額は 4 億 6,624 万 2,784 円となり、前年度に比べて 4,493 万円余、増加しております。これは介護給付費が減少した一方で介護給付費に対する国県支出金などが多く交付されたことも理由の一つであり、これについては、のちほど、令和 2 年度の補正予算案で説明いたしますが、繰り越して令和 2 年度において返還することとなります。

また、繰越額のうち第 1 号被保険者の保険料分は介護給付費準備基金に積み立てることになりますが、給付費が減少したことと保険料の徴収率が上がったことなどにより、繰越額の約 47%が基金に積み立てられることとなります。

以上、簡単ではございますが、令和元年度の決算の概況についてご説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、一般会計については、10 ページから 23 ページに、特別会計が 30 ページから 55 ページに歳入歳出決算事項別明細書を、また、57 ページに実質収支に関する調書、58、59 ページには財産に関する調書をそれぞれ掲載しております。主要施策等実績報告書などと併せてご参照の上、ご審議賜りますようお願いいたします。

議長（牛尾昭議長） 引き続きまして、監査委員の方向を求めます。
監査委員。

監査委員（野上俊文監査委員） 本組合の令和元年度決算につきまして、監査委員の岡本委員と共に審査をいたしました。代表しまして、私から令和元年度浜田地区広域行政組合の歳入歳出決算審査ついて、ご報告をいたします。

令和 2 年 7 月 16 日、エコクリーンセンター研修室において、監査委員岡本正友氏と、私、野上俊文は、事務局長、会計管理者、各担当課長、係長の出席のもとに、令和元年度浜田地区広域行政組合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、審査を行った結果、地方自治法の規定により審査に付された歳入歳出決算及び同証書類並びに同法施行令の規定による調書と令和元年度基金運用の状況について、いずれも適正であると認めましたのでご報告をいたします。
以上でございます。

議長（牛尾昭議長） これより、質疑を行います。まず一般会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので順次、発言を許可いたします。
多田議員。

6 番（多田伸治議員） 決算書の 17 ページで事務局管理事務費の昨年、一昨年かな、始まっていますが、江津市役所のホームページなんか見ると介護保険のところは、リンクが張られたりしているのですが、ごみの方ではリンクが張られていないというようなことがあったり、ホームページそのもののところで、どういった改善があったのかというようなところ、こんなことができましたよというようなことを聞いておきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） ホームページに係る費用の決算額につきましては、サーバー利用料の年間 12 万 9,600 円であります。

掲載内容につきましては、各係でできる限り見やすく分かりやすい情報発信となるように努めております。閲覧者数についても、毎月の状況を確認するようにしております。また、議会動画はユーチューブのサイトへ連携しており、ホームページからもリンクできる設定にしております。動画視聴回数は決して多いものではありませんが、引き続き、動画へ見出しを付けるなど、圏域の皆様が見やすくなるような工夫をするよう努めてまいります。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 閲覧件数はどれくらいかというのを把握されているとい

う話しなんです、実際どんなもんなんです。動画の方があまり上がってないのは私も見たんですが、いかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 去年は大体、一月当たり 6,000 件位の訪問者が居られます。これ 30 分以内に何回も来られても一人の方と判断する訳ですけども、これが、この 3 月からですね、急に増えまして 8,500 とか 9,000 ぐらいの件数になりまして、これやはりコロナの関係とかですね。どこのページを見られているかというところ介護のページが多いんですけども、事業者向けのサイトですとか様式集とか、そういう所を見られております。あと、エコの関係の特別開場日のチェックをされるとか、そういった所を見られているみたいです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。広域連携推進事業でこれ、毎年予算の時に聞いたりするんですけど両市の、江津市だと商工観光課というのがあります。浜田のはどういう名前なのか把握していないんですが、同じような担当課があると思うんですが、その辺との連携というのはどうだったんでしょう。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 広域観光推進事業の実施につきましては、観光に関するノウハウを持っている浜田広域観光事業実行委員会に事業の委託をしております。

この実行委員会には、先程ありました浜田市の観光交流課と各支所の産業建設課それから江津市の商工観光課の方がメンバーとして参画しておられます。両市が連携をし、事業を実施しております。当組合は、監事としての進捗管理を行う立場での関わりとなります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じ広域連携推進事業でこれもキャリアアップについてなんです、人材育成キャリアアップ事業による介護事業者、これ目的は、サービス向上が目的で人材確保は、延長線上にあればというような答弁、今までもいただいておるんですが、やはりそこはきちんと見ておかなければいけない。というところなどで介護従事者の処遇改善というのは図られたのかどうかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。もとえ、総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。今議員おっしゃいましたように目的としましては、介護サービスの質の向上を図るものと人材の育成を掲げております。処遇改善につきましては、平成 30 年の 9 月の組合議会全員協議会で報告しましたとおり、多くの事業所において資格取得による手当の支給や昇給・一時金の支給などが行われております。結果として介護従事者の処遇改善が図られているものと認識しております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） この辺をやっぱりきちんと把握するべきじゃないかと思うんですが、できないんです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 毎年、毎年これを調査するというのはなかなか難しいかなと思っておりますので間隔を置いてさせてもらえればなと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） キャリアアップでこういう事業をしたからにはその結果はどうなったかというところをきちんと把握する。当然資格が手に入ったという人も居るでしょう。その結果としてちゃんと処遇改善に本当に繋がっているのかというところを見る必要がある。その辺についての認識を改めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。確かに処遇改善につながればというところで、確認もする必要もあるかとは思いますが、先程も申しましたとおり間隔を置いての調査にさせていただきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 発言順 4 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。同じ人材育成のところですね。入門的研修について定員に達していなかったというふうに報告書の方だったかな、にあったんですが、入門的研修と担い手研修で定員は何人でこういう結果になったのかというところが分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今おっしゃった入門的研修ですが、各会場浜田、江津、各会場ありまして定員は 20 名ずつでした。生活支援の担い手研修は、定員は 10 名でした。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今の話しで行けば、入門的研修で両市合わせて 40 人、担い手育成の方が両市合わせて 20 人といようなところで大方半分も、担い手の方で半分ですか。というようなことになるとるんですが、これ、研修開催を有効というふうに判定されとるんですけど、これ理由はこういったところが判定の評価の要因なのかちょっと伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） この研修の目ですが、介護人材の確保に繋げるため介護未経験者であっても受講しやすいような入門的な内容の研修を行うことによって、介護の裾野を広げることにあります。受講理由は、家族介護の動機が多かったのが現状ですけども、介護職場への就職には至らないまでも、在宅介助の一助となると考えれば介護人材の確保に寄与しているのではないかと考えております。定員に達しなかったことは残念には思いますが、今まで介護に興味のなかった方がこうした研修を受講して、介護保険について学び、そして理解を深めていただいたことに大きな意味があるのではないかと感じております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。発言順 5 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） そのキャリアアップも入門的研修も予算額に対して決算額が届いてませんよね。で、特にキャリアアップは平成 30 年度予算から 25 パーセント減の予算だったのにそういう決算額が予算額の 7 割というような結果になっています。目論見と何が違ったからこういうことになったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。人材育成事業の介護人材キャリアアップにつきましては、非常に予測が難しく予算を立てづらいもののひとつです。平成 30 年 10 月より「生活援助従事者研修」を追加し、約 300 万円を見込み、予算を立てておりましたが、結果として 83 名からの申請、補助金額が 215 万 3,900 円となり予算額を下回りました。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） さっきの入門的研修、担い手育成のところも定員に達していない。今のところも予算に届いていない。いうところでは、まあなかなか見積もりが難しいということは、分からんでもないんですが、やっぱり使いにくいというところがあるんじゃないのかな。利用者のご意見も含めてその辺どういうふうにかえられているのか伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。申請者が少ない要因としまして、前からも申しておりますけれども、介護支援専門員実務者研修受講試験資格が、看護師や社会福祉士・医師などの国家資格取得者でないと受けられなくなったという、難しくなったということが申請の少ないところの一つであります。また、昨年このことについて、事業所にアンケートを行いましたところ、新規職員の受入れがないので受験・受講者がいない、ほとんどの職員が研修及び必要な資格取得が終了している。実務経験年数が足りなくて受験に至らないなどの回答を得ております。そういったことでなかなか申請の方が伸びてこないのかな、というふうに思っております。今年度につきましては、社会福祉士の試験の資格とか、喀痰吸引の試験も追加して対象としておりますので少し伸びてくるんじゃないかと思っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて質問順 6 番、同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 決算書 19 ページ、一番下の方にあります低所得者保険料軽減事業、対象者の先程も少し説明もあったりはしたんですが、対象者の状況をどういうふうに認識されとるんか、その伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 低所得者保険料軽減事業は、介護保険料段階第 1 段階から第 3 段階の方を対象としており、対象者数は令和元年度当初賦課時点において第 1 段階 4,571、第 2 段階 3,679 人、第 3 段階 3,599 人の合計 11,849 人で、平成 30 年度合計 11,945 人と比較して 96 人減少しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 減少している。それは数の問題であってその辺の彼らの生活の状況なんかを含めてこういったものが、さっきも消費税の話と合わせて聞きましたけど十分な対策となっているのかというところを気にしておりますが、いかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 生活の状況の詳しいところは把握はできておりませんが、そういった相談によっては電話連絡なり、訪問して丁寧に交渉を行っております。低所得者に対する軽減事業がこれで十分なものかといわれますと、平成 31 年から対象範囲を 1 段階から 3 段階に拡大したこと、また、令和 2 年度には事業の完全実施により、更に保険料が軽減される予定であるため、これまでと比較して低所得者の生活に係る保険料はかなり軽減されるものと認識しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 先ほどの消費税と保険料の専決のところでも少し話をしましたが、ケアマネさんも当然付かれとるところでもあるでしょうし、介護保険そのものを利用されていないというところでもいう方もおられたりもしますが、そういったところも含めて対応できていると言えるのかどうかちゃんと被保険者の状況を把握されているのかどうか、そこを最後に伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 繰返しになりますけれども、利用者からそういった支払いに難渋しているという電話をいただいたり、臨戸訪問によって相談に応じて丁寧に状況を説明しております。その人達の生活環境を把握して無理のないような収納にしてもらうようお願いしております。

議長（牛尾昭議長） 続いて質問順 7。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 平成 30 年度と令和元年度とは、見比べてごみは減量できるとように見えるんですが、災害ごみの関係も、去年の部分では入っている部分もあるのじゃないのかというところでは、実際のところどうだったのか伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。令和元年度の可燃ごみの搬入量は 2 万 2,769.76 トンで平成 30 年度と比べますと 235.75 トン減少しているという形になります。今、議員言われましたように平成 30 年度は、580 トンほど災害廃棄物が可燃物の方で入っております。それを差し引きますと 380 トン位増加しているのかなというところはあるんですが、災害ごみで入ったものの全てがその災害に関するものなのか。眠っていたものが災害で一辺に持って来られたんか、ちょっと判断しにくいところがありますので、また、今年はコロナの関係でステイホームの関係で、昨年 7 月末の状

況で 120 トン位昨年よりも増えております。その辺まだ様子を見てみないと分からない所がありますが、浜田市、江津市さんと共に 3R 活動推進を進めてですね、ごみの減量化を進めて行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 特別な状況を除けばちょっと増えている状況になるんですが、今言われた色々両市と取り組んで行くという所が令和元年度ではどうだったというふうに評価されているのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。浜田市、江津市の担当課、市民生活課、浜田市環境課と定期的に圏域会議と称しまして会議を行ってですね、いろいろな問題について協議は行っております。不燃ごみにつきましては災害の関係もあるかも知れませんが、340 トン位減少しております。可燃ごみ、不燃ごみ、古紙、缶、瓶、プラのリサイクル品全て合わせました合計でも全体で 1,030 トン位は減少している状況です。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 数字も当然大事なことになるので言ってもらわなければいけないんですが、それだけじゃなくてそれに対してどういうふうな評価をされているのか、どういう印象を持っとしてどう改善して行かなければいけないなというようなものを、既に令和 2 年に入っておりますので、いろいろ具体的に進んでいる部分もあるんじゃないかと思うので、そういうことも踏まえて、そういう事を示してごみを減らして行くんだというようなところを決算の時にどういうふうに考えられているのかというのを私は、伺っております。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。当然計画的なものは、両市の担当課がメインでやっていただいております。うちとしましては、エコクリーンセンターの方に来られるお客さんに対してですね、ごみの分別の徹底をお願いして行くのが主な役割という形になると思いますのでその辺はこれからも力を入れてやってまいります。

議長（牛尾昭議長） 続いて質問順 8 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） エコクリーンセンターの搬入者対策、今言われたところですね。少量ごみの搬入者減に向けてごみステーション利用への働きかけが必要と

いうふうに報告書とかに書いてあったはずなんですが、具体的にどんな働きかけが考えられるのか。それが、組合として分別を働きかけるだけでそれが十分できる話なのか。そんなに主体性のない話ではないと思うんですが、もっと積極的な働きかけもあると思うんですが、その辺をどういうふうに報告書に書かれてある事なので何かあるのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。ホームページの方へもそういった呼びかけをしたりとか、来られるお客さんにそういったお願いをすとかいった形でしか今のところはできないのかなと思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） できないのかなと思っておられるというだけでいいのかな。実際ホームページと来場者への周知で何とかなるんです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。特別開場日の渋滞対策としまして、警備員を配置して交通整理を行い、ごみ収集車と一般車両の搬入ルートとの分離をする方法を試行しました。その結果、渋滞距離は短くなり受付終了時間は短縮できました。先程言われましたように、一般搬入者はどんどん増加傾向にありますので、そういったところで何らかの対策を考えないとはいけないと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて質問順 9 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 事業報告書のところで、何で順番が違ったのかなと思うんだけど嘱託職員の報酬のところで、これ特別会計も合わせてなんですが処遇改善は令和元年度には何か進みましたか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。令和元年度の報酬につきましては、平成 30 年度の月額 15 万 2,300 円と比較し、1,300 円増の月額 15 万 3,600 円の 1,300 円の増になっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了いたしました。この件につきまして、発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までとしま

す。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） はい。ないようでございますので、続きまして介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので順次発言を許可いたします。

発言順 10 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 決算の意見書では、歳出の 28、29 ページのところですね。これについて、意見書では歳出の 90 パーセントを給付金が占めており介護サービスの動向を見守り必要に応じた対応が求められているというふうにされているんですが、具体的にどのような対応が考えられるのか、この決算からどういう答えを導いておられるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 現在、約 7 万 6,000 人の圏域人口が、令和 22 年には約 6 万人にまで減少するのではないかと推計をしており、それに伴い高齢者人口も約 5,000 人強が減少すると見込まれています。こうした人口減少により、介護保険財政はひっ迫することも予想されるため、保険給付費の抑制に努めることが急務となってきたと感じております。

給付費の抑制に向けては、まず、1 つ目に介護予防を推進し、要介護状態にならないように取り組むこと。そして 2 つ目には給付費の適正化を図ることが必要であると考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 予防の方は、分からんでもないんですが、給付の適正化というのは具体的にどんなことが考えられるのか。伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 介護給付費の適正化ですが、ケアマネジャーがケアプランをサービス事業で提供しますが、ケアプランのチェックがその利用者の状況に応じて適正に作成されているかどうかということも一つの給付費の適正化となります。あと、年に 1 回ですけれども給付通知書というのを利用者に 6,000 通以上出しております。これをするによってご利用者は、自分がどういったようなサービスを使っているか認識できますし、こういうふうなサービスを自分は使って生活が維持できているんだということを、だからもう少しよくならない

といけないとか、そういったような意識啓発にもなっておりますので、そういった通知書も発送しております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） その辺の意識調査みたいなことは、今の給付通知書ですか、国保なんかでも送られてくるので見たりはするんですが、これ本当にそれぞれ皆さんの意識を啓発するようなことに繋がっているのかどうかっていうようなことは把握されとったり、今後把握したりというようなことになるのか。そこがないとそれが給付の適正化には繋がらないと思うんですが、その辺いかがですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） この通知を出しますと、自分はこんなには使ってなかったというような意識がおありになったり、例えば、自分しっかり頑張っているんだけどこれぐらい使っていたということで、内容によってお電話をされる方がいらっしゃいます。そういったことを見て自分は元気にならないといけないというような最後にお話しをされている方もいらっしゃいますので全員が全員、それが意識啓発になっているかどうかは少し分かりませんが、そういった連絡があるということは、給付通知のサービス内容をきちっとご覧になってサービスを使っているというふうな認識であります。

議長（牛尾昭議長） 続いて質問順 11 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 保険料の話なんですけど、報告書の 22 ページによれば、生活困難者の減免を周知したとあるんですが、先程も少し気になるというような話して取り上げたんですが、一人暮らしの 1 号被保険者に対して十分な対応になっているのかというところが非常に気になっています。場合によっては、軽度の認知を患われているというようなケースもあるんじゃないかと、実際ありますし、そこら辺が対応できているのかどうかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 保険料の減免の周知につきましては、先程お伝えしたとおり、本組合ホームページで行っているほか、本算定の保険料決定通知時に併せて両市の広報誌に減免案内も載せたところです。減免の周知方法には問題がないと考えておりますが、一人暮らし、先程、一人暮らしで要介護度 4、5 で状況がよく判断ができない方が、一人暮らしはしておられないと思うんですが、今、おっしゃったように保険料困窮しているのにといいところの方はですね、民生委員を通じてとか、ケアマネージャーを通じてとか、もしくは広域に通知書のところに

連絡先がありますので問い合わせをしていच्छやいますので、そういったことで電話でお話をしたり、もしくは都合がつかなければご自宅に行ってご説明を差し上げたりして、適正なところの納付、付託を納めてもらうようにしております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） そりゃあね、当然自発的にそういうふうに動いてもらわなければいけないというのは分からんでもないんですが、やっぱりそういうふうに動けない方というのもいच्छやるとというのが、特に介護のところなんです介護を受けながら、というようなところでそういうことも動けないし、能力もだんだん衰えてこれとるとというようなところで、そういう方もいच्छやるという部分では、組合の方からは、何かこういう保険料でこういう介護を受けられとって、ケアマネさんがこう言うってというようなものから、そこから積極的に働きかけるというようなことは、令和元年ではされていないような話しでしたが、そういう事はできなかったんですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 介護保険料の減免の周知については、現状どおり継続をして行う予定でおりますが、個別の相談に対しては、しっかりと生活状況の把握を行い、対応を行ってまいります。また、滞納を長くされていた方については、要介護認定を受けられますと給付制限ということが掛かってきまして、通常 1 割から 2 割負担のところをですね、3 割以上、3 割も負担しなければいけないということがありますので、そういったことをですね、ケアマネージャーさんが付いていたら事前にサービスを使われる前に相談をこちらから促したりもしますので、そういったことで周知を行っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 中には、多少認知があっても介護保険なんか使っていないという方も実際居られると、どうやって介護を受けるのかも知らんという方もいまだにいच्छやる。というところで、組合の方に相談して、ケアマネに相談して、これは、無理な話しですよ。そういうとこにきちんとケアが回るような話しが必要なんじゃないか、そういう認識は、組合の方から直接働きかけるというような取組ができるような態勢ではないということですか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（河上事務局長） ご意見ありがとうございます。広域事務組合でもいろいろ業務をもっていろいろやっております、それこそこの高齢者の問題という

のは、包括ケアシステムです。包括、みんなでやらなければいけない事ですので、うちの賦課の方がそれを全部やるというのではなくて、それこそ両市の、両市にそれぞれ高齢者の担当課もありますし、いろいろと地域に出向く民生委員さん、いろいろな方がいらっしゃいますので、そういった人をですね、人のネットワークでそういった高齢者ですとか、今のように誰からも見てもらえない方とかがおられたら、そういった人の発掘とかそういったところは、やはり広域だけでやるのではなくて両市合わせて、また、色々な支援機関がありますので、そういったところとネットワークを作ってやるべきことだと思っていますので、今後ともそういう圏域会議等も積極的に何か月かに 1 回、必ずやっておりますので、そういったところでみんなで状況を共有しながら浜田、江津の高齢者を支えて行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて発言順 12 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 報告書の 22 ページに口座振替の利用促進とあるんですが、この辺が私の勘違いで特別徴収とはまた、ちょっと違うもんだということを教えていただいたんですが、実際どういうふうに働きかけをされて、更に当然これ特別徴収できないところですんで年金では保険料が賄えないという人が多かったんじゃないかと思うので、そういうのをどういう状況だったのかちょっと教えていただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 保険料の口座振替は、被保険者の納付の手間の軽減及び収納率の向上に効果があるため利用を促進しております。被保険者の 65 歳到達時とか転入時、介護保険料更正時などのタイミングで案内文を送って、口座振替申込書を送付することで口座振替手続きの促進を行っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） その現役のところはそれでそういうこともあるんじゃないかと思うんですが、年金生活をされている高齢の方で年金が足りないから特別徴収になっていない。という方がおられる。そういうところへも働きかけをされているんじゃないかと思うんですが、そういったところでは結局これはどういうふうに動いたのかというのは分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 13 番と一緒に答えさせてもらっていいんですか。

議長（牛尾昭議長） いいですか。多田議員合わせても。

6 番（多田伸治議員） はい。いいです。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 保険料の口座振替不能件数を集計してみますと、明らかに年金支給が行われない奇数月において振替不能割合が上昇してます。これは被保険者が 65 歳以上の方であり、年金を主な収入源としている方が多いとを考えます。口座振替不能となった方に対しては、全員に納付書を送付してですね金融機関において、自主納付をしていただくようお願いしております。自主納付できない場合は、個別に納付相談を行って分割納付等に応じています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。それでは、続いて 14 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 滞納者が 363 人ですか。セクションとかあったんですが、両市の貧困対策の部署、江津市で言えば社会福祉課というようなところなんですが、そういったところにちゃんと繋がったのが何人で、その内何人が実際に例えば、生活保護だったり、何だったり、というようなケアを受けることになったのかというのは分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 保険料滞納者と納付相談を行うに当たって、常に生活実態の把握には努めております。給付相談、納付相談を行う中で生活ができない程度に困窮している状態が把握された場合はですね、市の生活保護担当者への相談を勧めております。被保険者の生活を守ることが第一と考え、引き続き担当部署との連携を行っていきます。本年度というか 31 年度は、そういった実際に生活保護担当者への相談を勧め実際に保護決定となったケースは 2 件ございました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 報告書 22 ページ見ますと、第 1 段階から第 3 段階合わせると 107 人いらっしゃるんですね。被保険者の数で滞納者が、で、生活保護までたどり着いたのが僅か 2 人という、かなりここ厳しい生活水準に追い込まれているところがあるんじゃないかと、当然どういう世帯状況かというのは分からんで話しておりますんで、全ての人がということではないとは思いますが、実際 107 人おられるというようなものに対して、生活保護までたどり着いたのは 2 人だけだった。これは、どういうふうなところに差があるんですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 納付相談とか生活の相談を行う中で生活状態を把握して、要件としてこれは、生活福祉、保護の方に繋げたほうが良いケースと、そうではなくて、資力があるにもかかわらず滞納しておられる方がいらっしゃいますので、そういったところで人間関係を作りながら生活背景を把握して行き、適切なところに繋げて行くように努力をしております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。もう一回。はい。

6 番（多田伸治議員） そうは言うてもこれ、こちらで所得なんかも把握されて第 1 段階から第 3 段階というふうにされた方の滞納だということでは、とてもじゃないけど資力があるのにというような話しにはならないと思うんです。そこら辺をきちんと把握されてのことなのか、それともそれぞれ江津市、浜田市に投げたからということなのか、その辺はどういうふうに受け止められとるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 今、多田議員がおっしゃった段階の方ですけども多くは分納されていますので、納付の意思があると組合の方では認識しております。全てが支払わない人ばかりではないということをお伝えしておきます。

議長（牛尾昭議長） 続いて発言順 15 番。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。主要施策実績書ですね、滞納繰越分の徴収率 26.54 パーセントが良いのか悪いのかということで、先程、事務局長さんの方から徴収対策については、滞納分についてはかなり進んでいるというふうにあったのでこの数字というのは、良いか悪いかと言われると良いという認識でいいんですかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 保険料の徴収については近年特に力を入れて業務を行っております。過去 5 年の徴収率を比較しますと平成 27 年度は 13.44 パーセント、平成 28 年度が 12.69 パーセント、平成 29 年度は 15.80 パーセント、平成 30 年度におきましては 22.25 パーセント、令和元年度 26.54 パーセントと上昇を続けております。また、令和元年度の徴収率は、本組合設立以来過去最高を記録していることから、徴収率の 26.54 パーセントは良い状況と言えます。

議長（牛尾昭議長） はい。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） それで先程から質問の中に関連するんですけど事務報告書の 22 ページですか、専決でも軽減ということで第 1 段階から第 3 段階までを

軽減するということで負担が軽くなってくるということは良いと思うんですけど、ただ、この平均を見ていると全体の平均の 0.91 パーセントの滞納者割合ということで所得段階別、一番多いのは 1 段階のですね 1.44 パーセント。第 2 段階、第 3 段階について言うと全体平均よりもですね低い割合にあるんですよ。で、後 4 段階以降で見ると 4 段階、6 段階、9 段階が 1 パーセントを越えているということで、昨年度の事務報告書を見てもやっぱりこの 4、6、9、それと 8 が 1 パーセントを越えているということで考えると第 1 段階に対して、もう少し割合が 1 番高いです。なので軽減をして行くべきかなと思いますし、あと 2 段階から 11 段階最後の 12 段階まで行くとやはり全体的なですね軽減を促して行く必要があるんじゃないかなと思いますので、私が思うに第 2 段階、第 3 段階はここぐらいまでかな。と、やるとすれば第 1 段階を特に重点的に 2 段階以降 12 段階までは、やっぱり等しく落として行けば徴収率も上がってくるんじゃないかなと思うんですけども、私の認識がちょっとどういうふうに違うかどうかというのを、執行部のご見解を聞かしていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今山根議員がおっしゃったとおりの滞納の状況ではありますけれども、今、国の予算で第 1 から第 3 段階の軽減がございしますが、今回第 7 期では、負担能力に応じた 12 段階の保険料設定を行い、負担をしておりますが、それ以外の方の減免制度を推進した場合、他の被保険者との保険料の負担均衡が失われる可能性もありまして、減免した額は他の被保険者の段階の保険料で賄う必要があるため、今の減免額の段階を国の補助を受けながら行っていくという考えでおります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 16 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 実績報告書を見ますと介護保険事務費のところ、パソコンの購入負担金とかいうふうになっております。これ、どんな内容だったんですかね。一般的にパソコン買いましたところだと偉い高いんで、台数があつたのか特別な機械を入れられたのか、ちょっとその辺伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 当組合で使用する事務用のパソコンとなります。それについては、浜田市において入札執行されるパソコン購入契約に合わせて調達していただいております。令和元年度におきましては、ノートパソコンが 1 台、デスクトップ型パソコン 5 台を調達し、その対価としてパソコン購入負担金を浜田市に支出したものです。こうすることにより、より安価にパソコンを調達することができるため事務経費の削減に繋がっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 17 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 決算書 45 ページの介護認定審査会についてですが、報告書の 32 ページにあるんですが、申請後 1 か月以内の法定期限内での要介護、要支援の認定率が 15.7 パーセントとなっていてるんですが、残りがどれくらいかかっているのか。少し上の方に認定有効期間内 75 パーセントというのも少し記述があるんですが、その辺と合わせて説明をいただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 介護保険法において要介護認定等の申請にかかる処分は、申請があったときから 30 日以内にしなければならないとされております。令和元年度において、この法定期限内の要介護・要支援認定率は、15.7%となっており、前年度の 39.0%から減少しております。先程の多田議員がおっしゃった上から 2 行目の更新申請対象者の内、75 パーセントが認定有効期限内に認定されているという文言ですが、これは、更新ですので前回の有効期間を引き継いでます。更新の申請が申請日、有効期間満了の 60 日前にされることから、法定期限内は過ぎても自分が今持っている有効期間内に認定されているという割合でございます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

6 番（多田伸治議員） どちらかというと質疑したのはですね。そもそものところで答弁として足りておりませんので、15.7 パーセントだと残りがどれくらいかかったのかというところが一番大きなところでして、大方 85 パーセント位あるんですが、それがどれくらいかかってというようなことがこれには記述されてませんのでお願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 法定期限内の認定率が、15.7 ということで議員おっしゃるとおり残りは、85. いくらということになるんですが、大体 30 日 31 日から 40 日までが一番幅が多い方がいらっしゃいます。認定審査会資料が勧奨はするんですけれど来なかったりして、なかなかその審査会に上げられないという理由もございますし、人によっては長い方もいらっしゃいますが、大体 31 から 40 日ぐらいの方が多くいらっしゃると認識しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） この報告書では、15.7 パーセントになった理由というい

ろいろ審査会の方の都合やら何やらというのを記述されているんですが、それでも平成 30 年度も 40 パーセントに届いていなかったというのも書かれています。市民の中には介護認定に時間が掛かるから、そがぁな面倒なことをしたくないというように、介護予防、本来だったらすべき人がせずに重篤になってから介護認定を受けて、もう手の施しようもないというようなことになるというふうなところもあるんで、その辺どう改善して行くつもりがあるのか、さっき 30 日から 40 日が一番多いという話しではあったんですが、最大でどれくらいかかっているものなんか。あわせて伺っておけばと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 法定期限内に認定をされるために事務局も認定調査結果と主治医意見書のその審査会資料について、両市と連携して関係機関に勧奨するなど努力をしております。速やかな修治に努めなければならない所ですけども、また、そういった認定が遅くなるから、その被保険者さんが申請をしないということは、ちょっとあまり聞いたことがないんですけども、介護保険のサービスが必要となった場合は、申請日から遡ってのサービス適用となりますので、認定されなくても暫定のケアプランである程度のサービスは、使えるということがありますので両市の窓口とかですね相談がありましたら、その辺もアナウンスして行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 18 番。

6 番（多田伸治議員） いやいや待ってください。

議長（牛尾昭議長） もう 3 回終わってます。

6 番（多田伸治議員） 40 日以上かかった分は。

議長（牛尾昭議長） はい。じゃ。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 失礼しました。言い洩らしました。最高で何日あったんですか。というお問い合わせについてはですね。ちょっとすいません最近のことは、数字は持っていないんですけど前は、資料が遅くなったので 120 日ぐらい認定されなかった方もいらっしゃいます。すみませんそれが新規申請なのか、更新申請なのかちょっとうろ覚えで申し訳ないですけども、また、最近の数字を調べてその後、お知らせしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員に申し上げますけども、どうしても知りたいような重要な質問については、最初からですね通告してもらおうと今のような答弁で終わ

らなくて済むので以降、その辺は努力していただきますようよろしくお願いします。

6 番（多田伸治議員） はい。

議長（牛尾昭議長） 続いて 18 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。介護認定についてですね。報告書 33 ページに判定の結果がありまして、介護度が下がったケースが 14 件、1 下がったのが 13、2 下がったのが 1 というふうにあるんですが、それぞれ何処から何処に下がったのか、というのがそれぞれどんな理由で、なかなか早々介護度が 2 も下がるなんてないと思うんですが、どういうふうな状況なのか、その理由を伺いたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 令和元年度において、二次判定結果の要介護状態区分が一次判定結果より下がった方の人数は、合計で 14 人でした。内訳ですが、要介護 5 から要介護 4 へ下がった方は 3 人、要介護 4 から要介護 3 へ下がった方は 2 人、要介護 3 から要介護 2 へ下がった方は 1 人、要介護 2 から要介護 1 へ下がった方が 5 人、要介護 2 から要支援 2 へ下がった方は 1 人、要支援 2 から要支援 1 へ下がった方は 1 人、要支援 2 から非該当となった方は 1 人となっております。

その理由ですけれども、要支援 2 から非該当になった方ですが、65 歳未満の第 2 号被保険者の方だったんですが、そういった、お若い方は 16 の特定疾病に該当しないと要介護認定は受けられません。そういつて申請されてきて審査会で特定疾病に該当しないので非該当になったというケースがあってます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今、説明の中に非該当になった方のお話しなんですが、それ以外でというところはどんなもんなのかな、まあなかなか 14 人全てという訳には行かんかも知れませんが、どんなものなのか、それこそ要介護度 3 と 2 では、随分受けられるサービスも違ってくるところでは、その辺はつきりさせて置いたほうが良いと思うんですがいかがなもんですか。

議長（牛尾昭議長） 答弁は分かる範囲で結構ですから。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 要介護 2 から要支援 2 になった方もいらっしゃいました。その方は、若干身体機能の低下はあるもののその内容としては、自ら運転して医療機関への受診や買い物をするなどかなり自立した生活をされていきました。そういった方がですね介護の手間がかからないということで要支援 2 と判

定されております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 19 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。決算書の 45 ページ。計画策定委員会費のところでは報告書の 36 ページにあるんですが、両市と消費税 10 パーセントや低所得者保険料軽減について協議されたというふうにあります。この二つのことについては、計画策定委員会に提案する議案の前段階としてそういう協議もしたんだというような話のようなんですが、その辺のことについて消費税、低所得者保険料軽減のことについて、策定委員会でどんな意見があるのか、特に気になるのは、被保険者代表から何かご意見があったのかというところを伺っておきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 計画策定委員会においては、消費税増税による給付費、保険料等への影響や低所得者保険料軽減への影響について、資料を作成のうえ説明を行いました。特に特段委員さんから意見は出なかったため、これらに対する議論は行われませんでした。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。

6 番（多田伸治議員） 前提として伺っておきたいんですが、これ去年も同じような話を聞いておるんですが、委員の中で被保険者代表おられます。で、この中で低所得者の方、減免の対象者、生活困窮者という方が含まれているのかどうかというのを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。個人情報観点から所得状況等を委員の選出基準に盛り込むことはできませんが、低所得者の方や様々な生活環境の方との関わりを持ち理解しておられる方を含め、両市の意見を聞きながら総合的な判断により委員の選出をしていただいております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） それにしては、消費税や低所得者保険料軽減の話の時に特に意見がなかったという話なんですが、この低所得者、減免対象者、生活困窮者の声、計画に反映することができるんですかね、こんな状況で。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程の繰り返しになりますけれども委員の方には、低所得者の方と関わる委員さんもいらっしゃる、支援を行っている委員さんも多数おられます。この消費税上昇及び低所得者軽減は国による政策でありまして全国的に行われるものであることから策定委員会においては、資料及び説明により委員の皆様の理解が得られたため、議論が行われなかったものと認識しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 20 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。

議長（牛尾昭議長） 今のが 20 番でした。

6 番（多田伸治議員） はい。20 番でした。

議長（牛尾昭議長） じゃ、20 番終わりですね。続いて 21 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 介護給付費のところに移って行きます。45 ページ居宅介護サービス給付費が出てきますが、不用額が随分出ています。6,300 万円、全体から言えば割合としては少ないんですが、金額としては大きなものです。そういったものが出ているんですが、在宅介護に令和元年の取組で対応できったのかどうかというところの評価を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。令和元年度の当初予算額については、第 7 期介護保険事業計画値を予算額としておりましたが、要介護認定率の低下等により、実績値と大きな乖離が生じていたため、減額補正を行いました。しかしながら、決算では更に 6,300 万円が不要額となっており、訪問介護、訪問看護及び通所介護などのサービス実績が落ち込んだことが原因となっております。訪問介護及び訪問看護においては、実質的にサービス実績が減となっております。その原因としては、要介護認定率の低下が大きく影響しているほか、在宅での介護サービスの利用の仕方に変化があることが考えられます。また、通所介護については、前年度実績と比較して約 5,000 万円減となっておりますが、これは地域密着型通所介護において、ほぼ同額が実績増となっていることから、地域密着型サービスにおいてサービスが補完されているものと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 22 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 46、47 ページのところで介護予防サービス等諸費で不用額が随分こちらでも出ていますが、せっかく積んだ予算です。使い切りやあ何でもいいという話しではないんですが、予防の取組が進んでいないというようなこともあるんじゃないかというような心配もするんですが、いかがなものでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護予防サービス諸費についても、第 7 期介護保険事業計画における 2 年目の計画値を予算額としておりました。大きく不用額が出ている費目は、介護予防サービス給付費で約 580 万円、地域密着型介護予防サービス給付費で約 370 万円、介護予防住宅改修費で 340 万円などとなっております。この不用額については、事業内での相関関係はなく、要支援認定者の方がサービスを利用する必要が無かったので、結果的に介護予防サービスの利用が伸びなかったということでございます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 23 番。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 52 ページのですね、任意事業ですね。介護予防生活支援サービス事業、失礼。の中で、任意事業というのがあって家族介護支援事業というもののの中で事務報告書の 43 ページの家族介護慰労金支給事業というのが実績なしということで、昨年も実績なしということで報告書に上がってるんですけど、これはまあ事業自体がないというふうな認識でよろしいんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。家族介護慰労金支給は、過去 1 年間介護サービスを受けなかった要介護 4 又は 5 と認定された高齢者を、在宅で介護している市民税非課税世帯に 10 万円の慰労金を支給する事業です。今年度は事業の要件に該当する在宅高齢者がいなかったため、実績なしとなりました。浜田市においては、28、29 年度あたりに 1 件実績がありましたが、その後、死亡され江津市ではここ数年、実績が、まあ算定要件も認定要件も厳しいので上がってきていません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 24 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 53 ページのケアプラン作成指導事業なんですけど、これ報告書 30 ページの記述によればグループワークで熱心な討論が行われたというふうにあるんですけど、その中身はどんなものだったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。障がい福祉サービス事業所と介護保険サービス計画担当者との研修会を開催しました。その開催した中で今回、グループワークを行い、障がい福祉サービス事業所とのグループワークは初めてのことであって、介護保険サービス利用者に障がい福祉サービスから移行してくる際、計画作成に苦勞している点などについて自由に話し合う場としました。具体的には、障がい福祉サービスの使い方や障がい区分、対応方法など、各グループで話し合いがされました。研修後のアンケートでは、障がいのことについて知らなかったことが多く、ためになったとの意見をたくさんいただきました。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 本当言えばね、こういったもの、この後出てくる地域ケア会議のというようなところでもそうなんですけれども、なるべくどんだけ議論があったのかというのを示していただいた方が、我々も話しがしやすいんですが、いろいろ役に立ったんだというような話しもあり、勉強になったという話しがあったんですが、じゃそれが何か施策に、組合の施策に影響しとったり、彼らの取組のところに好影響を与えとったりというようなところが具体的にあるもんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。組合の施策に影響はありませんけれども、ケアマネージャーもこの障がい者の方を介護で担当するケースがそう数あるものじゃないんだそうです。でもたまにあったりするので、その障がいサービスと介護保険サービスを計画して行くというところで参考になった研修になりますので、持ち帰ってそういった担当のところに研修の成果を繋げて行っているものと認識しております。

議長（牛尾昭議長） はい。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） そういう蓄積、やっぱり今ある事業所、例えば参加したところだけとか、今回これは勉強になったと思った事業所だけじゃなくて、やっぱり圏域内の対象になるような事業所にはきちんと周知してあげる。というのも大事だと思うんです。そういうことはされたりするもんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。令和元年度は、障がいサービスの入口の研修を実施したことになります。で、令和 2 年度の話なんですけどもう一步踏み込んだ事例検討やグループワークに特化したものを開催しようと計画しましたが、コロナ禍の状況で密な状況になるので、研修開催を断念したところです。そう

いった研修の案内もですね、十分に周知をして取り組んで行きたいと思っております。参加しなかった事業者の方は、資料だけ見てもなかなか分かりにくいと思いますので、そういった研修にできるだけ参加していただく様に声掛けをして行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。この際、暫時休憩いたします。あの正面の時計で 40 分まで休憩いたします。

11：30～11：40 休憩

議長（牛尾昭議長） 再開いたします。発言順 25 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 報告書の 30 ページで介護相談員派遣事業について、報告書の 30 ページで利用者の不満、不安、サービス提供の様子を聞きというふうになっているんですが、そこでどんな意見が出されたのか。本当言えばこれもきちんとどんなご意見があったのかというような資料を出していただければこちらも分かりやすいんですが、そういうふうになっていないのでどんなご意見があったのか、数やらも含めてお答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。女性の利用者から寄せられた意見ですけれども男性職員に入浴介助をしてもらうことが恥ずかしいと思っていたけども言うことができずにいた。という意見がございました。これを受けて施設側は可能な限り女性職員で対応するようになり、利用者の方から以前よりリラックスして入浴できるようになったとのお声をいただいております。また、職員は忙しそうなので他の人とも話しをすることがないとの意見に対し、施設の方が職員に介護相談員が提言した利用者の声を情報共有したのち、職員から利用者に声掛けをしたり、作業をしてもらっても手を止めて話しを聞くようになってきたと施設から効果について回答があつてます。また、この内容ですけれども年に 1 回、介護相談員派遣事業活動報告書を冊子として報告して、受入施設に配っております。そういったところで具体的な内容が分かるようにしております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですね。答弁漏れがある。それじゃ介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。すいません。件数は今ちょっと用意しておりません。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 逆に今、いい話があったのは良いと思うんですが、対応できていないような相談とかご意見というようなものはどんなものがあったのか伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護相談員は、苦情に行く前に利用者の意見を吸い上げて施設側に提言するという内容ではあるんですけども利用者さんによっては、環境とか建物のことを言われる方もいらっしゃるんで、そういった物理的な事というか、そういったことについては、対応できてないので繋げても解決にはなっていないということになります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） さっき議長からもアドバイスありましたんで、こういったものをね、きちんとやっぱりどんなご意見があってどう対応されたのかというのもさっきの何だ、ケアプラン指導研修、この後出てくる地域ケア会議というようなところでもいろいろご意見が出てきている。こういうのはやっぱり被保険者に対する手当として非常に大事な部分でやっぱり我々も把握した上で、じゃどう改善して行くのかという話しができないと、それに今、ハードの話しをされましたが、そういったものは何が必要で組合として何ができるのかという話しもして行かなきゃいけないというところでは、きちんとそういう資料を今後は出していただきたいというふうに思うんですがいかがなもんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。事務局長。

事務局長（河上やすえ事務局長） 先程から色々ご提言ありがとうございます。今、何点か今後もあるということですけどもいろいろと作成した資料等は、今後は何か全員協議会の場でも提供できるものについては、提供して行って議員の皆様と一緒に先を進めて行きたいと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。はい。じゃ、続いて 26 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） その、介護相談員派遣事業なんですが、効果があるというふうに判定されとるのは、まあそれはそうなんでしょう、今、先程も報告がありましたので。ただ、これ予算からいえば 100 万ぐらい残ってるようなんですが、で、人員を 11 人というようなことも考えると、これ足りているのか、十分なのかというところはあるんですが、その辺どういうふうに認識されとるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護相談員派遣事業の令和元年度の当初予算額は 378 万 8 千円となっており、決算額 286 万 7 千円から額にして 92 万 1 千円、率にして約 25%の減額となっております。

減額の主な内訳として、報償費が 49 万 2 千円、旅費が 37 万 2 千円減額となっております。

報償費の減額は、介護相談員が 1 名欠員の 11 名であったこと、3 月に開催予定であった三者合同会議を新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、中止としたことが主な原因となっております。

また、旅費の減額は、新人の介護相談員及び事務局が参加する研修会、介護相談員全員が参加する介護相談員研修会に参加ができなかったことが主な要因でございます。介護相談員は、一応 12 名定員で施設の方を回っておりますが、この度、この年度末に推薦をしていただいたんですけども、この時点では 11 名いたということになります。2 名で各施設を回ってご意見をいただいておりますので、このメンバーで足りていると認識しております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 11 人で足りているという話なんですけど、まあ、お話を聞かれてその相談員から施設に対してこういう話がありましたよ、というふうな話なのか、それとも組合の方からそのご意見をそれぞれ吸い上げてこの施設にはこういうふうにというふうに戻されているのか。ちょっとそこのところ全体として伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護相談員が各施設に行ってそこに滞在して利用者の話、施設職員の話を、利用者の話を聞いてですね、その施設に訪問した後、お話をさして意見を提言してくるという形になっております。

議長（牛尾昭議長） はい。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 先程も申し上げました。その場で 11 人がそれぞれの相談員さんが施設にというような話が、そうなんかも知れませんが、やっぱりちゃんと先程持って帰ってどういうことがありましたという事例なんか、これは、その施設特有のものではない部分も当然あると思います。そういったフィードバックは、この施設であった話というのは、実はこういう話しがあってね、何処の施設でとは、言わんまでも、こういう話しがあったんでそちらでも取り入れてみたらどうですか、

というようなフィードバックみたいなものはされとるのかどうか、ちょっと伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程も申し上げました 1 年に 1 回活動を終了したら介護相談員派遣事業活動報告書を作成しております。その中についてはいろんな項目についてこういった提言があって、こういうふうに解決されたとか、提言はあったけども解決のもとにはならなかったとか、そういったようなまとめたものを出しております。

それは介護相談員の事業受け入れ先、今年度のまた来年度の事業の受け入れ先の状況の施設のところに配布しております。

また、組合のところにもですねカウンターに冊子を備えておりますので、興味のある方は持って帰っていただくという形になっております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 27 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 包括的支援事業・任意事業費、委託費の中に入ってしまうんですが、報告書の 38、40 と 42 ページのところにその事業の中でやられてる地域ケア会議について記述がありまして、個別のケースとして浜田では 182、江津では 44 件というふうに、こんなことがありましたよというようなことが、その個別ケースの言うたら問題点ですね、そういったものが出とるようなんですが、具体的な問題点はなんだったのか、まあ、私も 220 件なるものを全てを今ここであげれという訳にはいかないの、先程言った様な資料も出していただければなというふうに思うんですが、どんなものがあったのか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。地域ケア会議では、医療・介護等の多職種共同により困難事例等の検討が行われています。一例としては、本人は入院加療、夫は認知機能低下で、不安を感じられた病院から、本人の退院後の支援について相談があり、個別ケースの検討が行われました。介護サービス導入・在宅医療の関り、掛かり付け医の役割や受診の流れ、緊急時の対応について検討が行われました。困難事例の内容は様々で、個別ケース検討を行い問題がすぐに解決するというものではありません。地域ケア会議で出された意見を参考にし、介護支援専門員が利用者の自立支援に資するケアマネジメントを行い、利用者に最適な手法で関係者がサービス提供等を行えるよう情報を共有しながら、高齢者の自立支援につなげておられます。なお、地域ケア会議の中で出た課題の中で、本組合での検討を要した案件はございませんでした。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 28 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じ包括のところですね。報告書の 42 ページ、江津分のところでは介護把握事業について、基本チェックリスト送付する 625 人、返送が 456 人でその中というふうにあるんですが、この内、通所事業の利用に繋がったというふうになってるんですが、これはどのぐらいおられたのかというところ伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。昨年度、浜田市では 1,388 人、江津市では 625 人に基本チェックリストを送付され、浜田市では 1,059 人、江津市では 456 人から返送がございました。さらに、浜田市では、介護予防教室や地域サロン等でも基本チェックリストを 1,348 人に実施されました。通所サービス利用に繋がった人数は把握しておりませんが、必要な方には介護申請や事業対象者認定に繋がっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。把握してないけど繋がってたってのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。ちょっと待ってくださいね。どこだったっけ、42 ページで、中段のところですね。実態把握と必要な場合は通所事業の利用に繋がったとなってるんですが、実際、繋がってるかどうかというのは分からんのに繋がったと言えるんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護予防の把握事業は、収集した情報等の活用により支援を要する方を把握して介護予防活動に繋げる取組です。必要な方には訪問に行き、必要だったら訪問を継続して支援を行っておりますが、具体的に通所介護サービスに繋がった人が何人、利用希望あったものの利用には繋がった方の人数と、その理由までは詳細には集約しておりませんが、浜田市では介護申請をされた方が 5 人、事業対象者に認定をされた方が 2 人、江津市では介護申請 2 人、事業対象者 6 人、100 歳体操などの利用に繋がったことが 6 人いらっしゃいました。

議長（牛尾昭議長） はい。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） はい。まあ、送った人数からいえばえらい少ないもんです。受けとった方ってのは基本的にこういうものの対象になりうる方だということ

だと思うんです一定数は、ていうのが返送はあったものもというところだけでも、多分そこには全然繋がってない方も、返送してくれたということは、かなり積極的にいろいろ考えられた方だと思うんですが、そこがちょっとできていないんじゃないのかなというような心配をしとるんですが、その辺、今後どう予防に繋げていくのかいうところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。本事業は浜田市と江津市に委託しておりますので、詳細の内容は分かりかねますが、収集した情報等の活用によって支援を要する方の把握をして、適切に事業実施していただいているものと考えております。年齢で区分をしてこの事業対象者介護予防把握事業は 75 歳から 85 歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に基本チェックリストを送付しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 29 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 地域介護予防活動支援事業で、江津市はボランティア育成が 77 人、これすべて 65 歳以上というようにことらしいんですが、このうち浜田の方はこういった同じ数字が出てきていませんのでわからん部分があるんですが、実際にこれ、こういったものを受けてボランティアに従事されとるっていう方がどれぐらいおられるか把握されとりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。令和元年度は、ボランティア等の人材を育成するための研修会を浜田市で 7 回、江津市で 2 回開催し、それぞれ 152 人と 164 人の参加がありました。

この研修を受講される方は、地域で活動されている食育改善推進員や各コミュニティで活動されている団体の代表者などが多くいらっしゃいます。こうした方々に、毎年この研修会を繰り返し受講してもらうことで、介護予防に繋がる知識を身につけてもらい地域で介護予防活動を行っていただいております。

よって、このボランティア等の人材を育成するための研修会は、新たなボランティアを育成するものではなく、その地域において核となる方に、毎年、介護予防について学んでいただき、地域の介護予防を進めていただくためのものだとご理解ください。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） まあ、それで結局のところ問題になるのは、ボランティアでいうようなことをいろいろ活動してもらうと話になるんですが、ボランティア

で介護を賄えるもんですか。地域の包括のいうところも含めて。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。ここでいうボランティアですが、一般的な介護ボランティアを差している訳ではなく、地域や各コミュニティーなど特定の場で活動していただく方を称してボランティアと呼んでおります。よって同じ方が毎年この研修を受講されているケースが多くありますが、繰り返し介護予防について学んでいただき、地域に帰って地域のみなさんと介護予防を務めていただいているものと思っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） あ、そうは言うてもね、やっぱり本当にやるからには介護のいうところで具体的な成果というものを求められると思うんですよ。それがちょっとよく分からんという話では、本当にまあ、あの新しくボランティアを育成するためのもんじゃないかというような話だけでおしまいという訳にはいかないんじゃないかな。まあ、場合によってはね、ここでお金を使うよりきちんと仕事としてなるような人材の確保というような方に振り向けた方が、いいんじゃないかというような考え方もあります。その辺についてちょっと認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。ここでの地域支援事業のボランティアという方が、その先程の繰り返しになりますが、食育改善推進委員や各コミュニティーで活動されている代表者ということになります。ボランティアも高齢の方がいらっしゃるので、多くの人数の登録があればいいんですけども、ボランティアの方も高齢化されているので、今後ですね新しい方にも声をかけて参加していただいているところをですね、また両市と検討していきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて発言順 30 番。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。昨年も同様の質問をしたんですけど、決算審査の意見書の監査委員会の最終ページで、取引金融機関の経営状況を把握し、超低金利状況下での安全性の確保を前提とした上で、効率的な運用収益を上げることが重要となってくるという昨年も同様の文言だったんですけど、これについてのは、どのようにですね、その金融機関の経営状況を把握しているのかということと、効率的な運用収益のまあ、いわゆる見直してというのはどこでされるのかというのをお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。資金管理と運用に当たっては、浜田市の会計課を通じて取引金融機関の経営状況や金利の状況を把握するようにしております。安全性の確保を前提とした上で、効率的な運用収益を上げるように努めてまいります。

議長（牛尾昭議長） はい。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） えーと、それでちょっとお聞きしたいんですけど、これは例えば全体の基金を例えば分散しているとか、その多分利率のですね 0.15 パーセントというふうに書いてあるんですけど、これの見直しとか、まあいわゆるその入札とか、せめてこれぐらいほしいよとかいうことを、例えば時々やるのか、それとも A 銀行さんに 3 割預けます、B 銀行さん残り 5 割預けますと分散とかそういった検討っていうのはされるのか、されていないのか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。あの広域連携推進事業につきましては J F しまねさん方に預け入れをしております。介護保険給付費準備基金の方につきましては合銀さんの方にしています。全額を合銀さんに預けている状況です。まあ、分割してという事は行っておりません。入札は各金融機関の見積合わせでやっているということです。利率は。

議長（牛尾昭議長） はい。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） えーと、金融機関名教えていただいたんですけど、まあその変わる可能性もあるということですか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。変わる可能性もあるということです。

議長（牛尾昭議長） 続いて 31 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 決算の監査の意見書では、最初の方なんですけど、実効性ある効果的な介護予防事業を実施することにより、介護保険財政の安定的な運営に向けてさらなる取組を求めるとされているが、具体的にはどう答えるか伺っております。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。令和 22 年には高齢者人口が約 5,000 人強も減少すると見込まれており、介護保険料の収入状況がますます厳しくなることが予想されます。介護保険財政の安定的な運営には、歳入である保険給付に必要な介護保険料がしっかりと収入され、歳出に当たる保険給付費の支給が抑制されることが求められます。そうした中、第 8 期介護保険事業計画においては、第 7 期計画以上に介護予防事業を通じて高齢者の健康寿命の延伸に取り組むとともに、住み慣れた地域で元気に生活していただけるよう、地域支援事業等の施策を進めて行くことが必要であると考えております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） もうちょっと具体的にはありませんか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。具体的な実効性のある効果的な介護予防事業を実施することが求められていると実感はしております。江津市におかれましては、いきいき 100 歳体操にいち早く取り組まれ、現在では浜田市においても実施をされるようになり当圏域を代表する介護予防事業となっております。また、浜田市においてもはまチャレに取り組んでおられ、若い世代から高齢者まで参加できる市をあげての健康づくりとなっております。こうした取組は元気なうちから始められる効果的な予防事業でありますので、保健部門などとも連携を図りながら進めて行くことが大切ではないかと感じております。当組合は 2 つの市からなる広域保険者でありますから、しっかりと情報共有しながら相互に発展できるように取組を進めて行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） その 100 歳体操やら、はまチャレの話はあったんですが、これは今までも取り組まれてきたことで、決算では令和元年度のまとめとしてこういうふうに言われとると、まあこれは当然ね拡大していくっていうのは大事ことだと思うんですが、果たしてそれだけで足りますかね。もうちょっと新しい事を、こんなことを考えておりますというようなことはないんでしょうかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今、第 8 期事業計画の策定をしている途中でございます。まだまだ国の基本指針も出つつあるところで具体的なところ

はまだ決めてはいませんが、2 つの市からなる広域保険者でもありますので、しっかり両市と相談を行い検討して行きたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 32 番。同じく。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。報告書の 28 ページには、元年度末で廃止した事業所が掲載されていますが、それぞれの社協のところの話は聞いたりしているんですが、廃止の理由と併せて利用者への影響というものは、どんなことになったのかというところを伺っておければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。利用者数等の減少による事業所経営困難、従業員の減少と業務の効率化、人員確保困難等が主な廃止理由となっております。利用者に対しましては、事業所廃止後も必要なサービス等が継続的に提供されるよう、居宅介護支援事業者と関係者が連絡調整等を行い、利用者が不利益を被ることがないように対応しておられます。なお、廃止後の従業者の状況については、把握はしておりません。

議長（牛尾昭議長） はい。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 実際、行き場がなくなったような利用者はおられるのかどうか。そこのところがすごく気になってるんですがいかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程も申しましたとおり、必要なサービス等が継続的に提供されるよう居宅介護支援事業所等と連絡調整等行っておりますのでそういったケースはないと認識しております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） まあ、それぞれね、従事者がどういうふう、従事者がそれぞれ考えられる話なんで、組合の方でそうしなさいというふうな話はやりにくいところもあると思うんですが、介護人材の確保というのは非常に大きな課題となっておるとい部分では、そういった所への働きかけってのも今把握されていうふうにおっしゃったんですが、働きかけぐらひは何かしたんでしょうかね。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。一部のサービス職種ケアマネとかサービス提供責任者によっては変更届の提出で確認できる場合もありますが、従業者個々の異動状況を管理することを目的としたものではありませんので、把握はしておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて 33 番。同じく。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。報告書の 30 ページにですね、一昨年、西日本豪雨の際の江津市への被災者に対して減免のというようなことは示されてはいるんですが、国の方針に併せて令和元年の 7 月じゃない、6 月末でそういった措置は打ち切りになったというふうになっているんですが、この減免の対象になったのは、これにあるのは 52 人がそうだと思うんですが、この方たちはその後きちんと払えたり利用ができたというふうになっているのか。私も被災された方の所で聞くと、随分借銭も増えたというふうな方も聞いたりします。まあ、そういった方は全て介護の必要な方だったかどうかというのはあるんですが、まあ、保険が当然かかってくるもんですんで、その辺どういうふうになっているのか把握されてるのかも含めて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 30 年 7 月豪雨による保険料減免です。平成 30 年 7 月から令和元年 6 月末までに納期限を有する保険料について、居住する住宅の被災状況により全額又は半額の減免を行っております。平成 30 年度 133 件、令和元年度 130 件の減免を行っており、年度途中の保険料減額により、特別徴収されている方については、全員普通徴収による自主納付に切り替わりましたが、ほとんどの方が完納となっております。

また、サービス利用料の減免についてですが、認定者 52 人のうち令和元年度 6 月サービス提供分の実績を確認できた方が 30 人いらっしゃいました。介護サービス事業者を確認をしたところ、減免期間終了後も引き続きサービスを利用されており、サービスの利用控え、支払の滞りなどはないと伺っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 少し不明瞭な話がありました。ほとんどの方が完納できた。ほとんどじゃない方っていうのはどれぐらいおられて、その方がどうなったのか、ケアが必要だったのか必要じゃなかったのか、その辺のことをちょっと伺っておきますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。その中で未納のある方については、訪問相談を行ったり、実際にですね困窮しているケースが確認されました。それは福祉事務所の方に相談をするよう案内を行っております。

議長（牛尾昭議長） えーと。3 回目が。今のが 3 回目だったと。気がしますけれど。では。最後どうぞ。

6 番（多田伸治議員） あの、方針として平成元年 6 月末までというふうになってたというのは分かるんですが、特別な事情で実際に困窮しとったというような所では組合として何かこういうふうに相談したらいいですよってというような話が出た時、組合としての対応っていうのも必要だったんじゃないかと思います。その辺についての認識を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。組合としてはそういうふうに相談を促しては、ご案内は差し上げましたけども、福祉事務所に相談した後の対応ですが、相談後の結果等については公表することはできませんが、その方については引き続き訪問により生活状況の把握を行って慎重に対応を行う予定としております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。あらかじめ、発言通告をされた議員の質疑はすべて終了いたしました。

この件につきまして、発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人、質疑は 1 項目し、質疑は 3 回までといたします。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

この際、多田議員より、討論の申し入れがありましたので討論を行います。

多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。一般会計について反対の立場で討論させていただきます。ごみの減量について随分奥ゆかしい事をおっしゃっていました。やはり、組合から直接利用者の所に、来た人だけじゃなくて圏域内全体に直接働きかけるといような取組があつてしかるべきだというふうに思います。それと低所得者に対する事業でも不十分な点があるというふうに既にお認めになられとるという部分もありました。更には、処遇改善のところもちゃんと人員が確保できないと事業所が閉鎖に追い込まれるというのも一番最後のところで出てきました。そういったところをね、人材育成の所へきちんと確保に繋がるような取組とならなければいけな

いということを申し上げて反対の討論とさせていただきます。

議長（牛尾昭議長） 他に討論の通告はありませんでした。よって討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

日程第 5、認定第 1 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手多数です。

よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

続いて、日程 6 番についても反対討論の通告がきておりますので、多田議員、許可いたします。

6 番（多田伸治議員） はい。こちらでの、特別会計の取組の方でも、果たして生活困窮者の方たちの意見が十分事務に反映されているのかというところにいるいろいろな疑問もありましたし、組合として積極的にそういったところを把握するというふうなところまで踏み込むと答弁がありませんでした。やはり、ここのところをきちんとしていけないと高齢者の貧困というのが随分問題になっています。ここを介護の事業だけやっておけばいいという話ではなくて、やはりちゃんと生活ができるというふうなところに、組合としてできるところというのを踏み込んでいかなきゃいけないというようなこと、それと当然ね、財政的な所では保険料だけで賄ういうのにはかなり無理がある。というところでは両市からという話もありますが、当組合からも国に対してちゃんと財政の確保をしろという話をしないとそこまでの話ができない部分もあるのは、今日の話の中でこれが出てきましたので、そういった事を取り組んでいただきたいというような事も申し上げて反対の討論とさせていただきます。

議長（牛尾昭議長） 他に討論の通告はありませんでした。よって討論を終了いたします。

それでは採決をいたします。

日程第 6、認定第 2 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手多数です。

よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 7、議案第 5 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（河上事務局長） 議案第 5 号、浜田地区広域行政組合において浜田市

の条例を準用する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開き願います。また、説明は提案条例説明資料により行いますので、資料 3 ページを併せてご覧ください。

本条例は、地方自治法の一部が改正され、浜田市において浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例が制定されたことから、当組合においても、これを準用するために所要の改正を行うものです。

概要といたしましては、浜田市の条例を準用する事項に、損害賠償責任の一部免責に関する事項を追加することにしたものです。

この準用する条例の内容といたしましては、管理者等の浜田地区広域行政組合に対する損害賠償責任について、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から規定の額を控除した額を免除されるものとなっております。参考として浜田市の条例の全文を資料の 4 ページに掲載しております。

なお、附則といたしまして、施行日は公布の日としております。

また、横長の条例議案新旧対照表も併せてご覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） ただ今の提案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

日程第 8、議案第 6 号、浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第 9、議案第 7 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（河上事務局長） 議案第 6 号、浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、また、提案条例説明資料は 5 ページをご覧ください。

本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正及び文言の修正を行うものです。

概要といたしましては、居宅介護支援事業所の管理者の設置につきまして、平成 30 年 4 月 1 日より、介護支援専門員ではなく、一定の研修を受け上位資格を持つ主任介護支援専門員にすることとされており、経過措置として、令和 3 年 3 月 31 日

までは、その適用を猶予するということが今までなっておりました。

このたびの省令の改正では、1 点目として、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いが可能になること、2 点目として、事業所の人員確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとされていた管理者要件にかかる経過措置期間を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予するということになっております。

なお、附則で施行日は、令和 3 年 4 月 1 日とし、経過措置に係る改正規定は、公布の日からとしております。

続いて、議案第 7 号、地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、また、提案条例説明資料は 6 ページをご覧ください。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要となる条例について一括で改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が導入されること、また地方自治法の引用条項の変更について改正するものでございます。

改正の対象となる条例は合計 3 本の条例でございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

横長の条例議案新旧対照表もございますので併せてご覧ください。

以上、2 点よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（牛尾昭議長） ただ今の提案について質疑はありませんか。

はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。議案第 6 号の管理者についてなんですが、両市の居宅介護支援事業所の管理者の状況、介護支援専門員と主任介護支援専門員がどんな状況なのか示していただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。この居宅介護支援事業所圏域内に事業所数としては 44 事業所ございます。その中でですね、主任ケアマネを既に配置している事業所数は令和 2 年 7 月末現在で 30 事業所いらっしゃいます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今 30 という、30 事業所であれば、令和 9 年までということであれば随分余裕があるし、切り替えができるのかなと思うんですが、これに対して組合として、キャリアアップの話が該当するんじゃないかと思うんですが、そういうことで十分に対応できるとお考えかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。主任ケアマネも補助対象となっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第 7、議案第 5 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 6 号、浜田広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 7 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 8 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について及び日程第 11、議案第 9 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（河上事務局長） 議案第 8 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 13 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 504 万 4 千円を減額とし、補正後の予算総額を 12 億 2,301 万 2 千円とするものでございます。15、16 ページには歳入歳出予算補正の款及び項ごとの補正額を載せております。

また、お手元に配布しております 8 月補正予算説明資料がございましたので、これからはこの資料に基づいて説明いたします。

説明資料の 2 ページをお開きください。

1 編成概要でございますが、今回の補正予算は令和元年度決算に伴う前年度繰越金の計上と両市への負担金の調整及び職員の異動に伴う調整を行うものです。

それでは、3 の一般会計補正予算（第 1 号）の具体的な説明を行います。

まず、歳出の方から説明いたしますので、3 ページのイ事業別の補正事項をご覧ください。総務費が、598 万 7 千円の減額となっております。

これは、浜田市からの正職員の派遣の 1 名減と、会計年度任用職員を 1 名雇用したことによる増減の差によるものでございます。

民生費の 95 万 5 千円の増額につきましては、令和元年度分の介護保険の低所得者保険料軽減事業の決算に伴う国県への返還金と介護保険特別会計への操出金となっております。

衛生費は、1 万 2 千円の減額であり、補正の内容としましては、整理番号 6 の職員給与費において、退職した組合職員を再任用職員として雇用したための増額分を計上、一方、4 ページの整理番号 9 番において、当初予算計上しておりました関係市からの再任用職員の派遣が不要となったための減額分を計上することにより調整を行ったものです。

また、この次に書いてありますエコクリーンセンター管理運営費は、スラグメタルの売払い収入 400 万円を見込みましたので、そちらの財源振替を行っております。戻っていただきまして、2 ページをご覧ください。2 ページのア歳入歳出予算総括表をご覧ください。

令和元年度繰越金は、決算認定でご説明しましたとおり 992 万 5,304 円でしたので、当初予算の 1 千円との差額 992 万 4 千円を増額補正しております。その繰越金と、今回補正で計上しております諸収入、更に歳出の方で 504 万 4 千円の減額となっておりますので、それらを合計した合計額 1,898 万 5 千円を今年度両市からいただく負担金を減額することで調整しております。なお、説明欄の中ほどに介護保険費負担金の 1 万 7 千円の増額がございましたが、これについては令和元年度分の介護保険の低所得者保険料軽減事業の精算を行ったところ、不足分がありましたので、過年度分として市に請求するものでございます。

これを含めた市ごとの内訳については、後ほどご説明いたします。

続きまして、議案書の 31 ページをお開き願います。

議案第 9 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1

号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 4,433 万 7 千円増額し、補正後の予算総額を 124 億 9,459 万 6 千円とするものでございます。

説明資料の 6 ページをお開きください。

1 編成概要は、一般会計と同様に令和元年度決算に伴い繰越金及び負担金の調整と会計年度任用職員の人件費の調整を行うものです。

また、国において新たに介護保険保険者努力支援交付金ということが創設されたことに伴い、その受け皿となる歳入科目を新設しております。

それでは、3 の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の具体的な説明を行います。

まず、歳出からご説明いたします。資料 8 ページをご覧ください。

総務費につきましては、4 万 3 千円の増額となっております。

主な内容としましては、整理番号 2 番、介護保険事務費において、当初予算で江津市役所移転に係る介護保険システムの移転費用を計上しておりましたが、江津市から市全体の移転費用の中で対応するとの申し出がありましたので、こちらを減額いたしました。また整理番号 3 の会計年度任用職員の報酬の増額については、職員の休職に伴い、その期間の代替え職員を急遽雇用することになりましたので、とりあえず他の科目の人件費から支出しておりましたが、このたび本来の支出科目の中で、計上したところでございます。その他会計年度任用職員の共済費等の調整を行っております。

地域支援事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬等の調整を行っております。

資料 9 ページに移りまして基金積立金は、2 億 1,820 万 9 千円の増額であり、これは、前年度繰越金を精算した結果、余剰となった第 1 号被保険者の保険料を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

続いて、諸支出金は 2 億 2,603 万 9 千円の増額であり、令和元年度に国県支払基金から受け入れた負担金や交付金について精算を行い、もらいすぎていた部分を今年度返還するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、資料 6 ページに戻ってご覧ください。

ア歳入歳出予算総括表の歳入の表をご覧ください。

9 繰越金は 4 億 6,624 万 2,784 円でしたので、当初予算 1 千円との差額を増額しております。これを原資に先程歳出でご説明しました国県支払基金への負担金等の精算を行いました。

また、両市への負担金については、返還ではなく 2 にあります分担金及び負担金で、今年度の負担金と相殺することとしております。

また、歳出で説明しました江津市役所の移転にかかるシステムの移転費の減額をこの説明欄の 3 行目にあります特別負担金の減額としてこちらで計上しております。

4 国庫支出金、6 県支出金については、今年度の事業内容に応じた交付金額の増額分であります。

5 支払基金交付金については、令和元年度の介護給付費の精算の結果、交付金受

け入れ額が実績よりも少なかったために、今年度に過年度分として追加交付を受けるものでございます。

次に 8 繰入金は、昨年度に一般会計から繰り入れた低所得者保険料軽減負担金について、未収金がありましたので過年度分として一般会計からこの度繰り入れるものでございます。

続きまして、資料の 10 ページをご覧ください。ここには一般会計及び介護保険特別会計の補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を載せております。

次に資料 11 ページをご覧ください。ここには 10 ページの補正予算及び負担金割合から算出した両会計の関係市負担金一覧表を載せておりますのでご一読ください。

以上、両会計の補正予算について、ご説明申し上げました。その後に書いてあります給与費明細書等をご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） ただ今の提案について質疑はありませんか。

はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 一般会計の職員の行ったり来たりがよくわからないので教えていただきたいのですが、派遣職員 1 名、予算書 22 ページのところで、派遣職員 1 名減対応、1 名減だというふうなことが出て、その後の 26 ページですね、こちらでも派遣を 1 人受けなくなったというようなことが出ていました。その一方で会計任用職員 1 人増やした。これは行って来いというようなことなんですかね。それともまた別の動きなんですか。派遣職員の代わりに会計年度任用職員を入れたというような認識なんですかね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。昨年末でプロパー職員が 1 人退職しました。その、あの、ところへ向けて、当初予算では派遣職員を送ってもらうという予算を立てております。ところが、派遣元の方がですね、思ったより退職者が多くて出せないという話がありまして、で、早期退職者の中でうちの会計年度任用職員になってもいいという方がおられまして、そちらでそういうやり取りをし、派遣職員の代わりに会計年度任用職員を採用したということであります。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 誰がなっとるかというのは置いとくとして、派遣職員と会計年度任用職員の仕事の内容の差っていうのはどんなところにあるのか、この会計任用職員になってからというところでどれぐらい差があるのか、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） はい。どれぐらいの差があるのか、まず、1 か月の勤務時間が 17 日又は 131.45 時間と制限がございます。それに応じた業務量になっております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） まあ、当然、時間日数というのは違うと思うんですが、仕事の内容そのものですね、そのところはどんなに違って、場合によっては同じ人だったりするのも知れませんが、雇用の調整面として会計任用職員を使っていると見えなくはない。その辺についてどういうふうな認識を持たれているのかということをお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（河上事務局長） 本来でしたらそれぞれの両市から正規職員を派遣していただくことが一番うちの組合にとっては有効といいますか、仕事がうまく回せるとは思っておりますが、そういったところで、なかなか今両市とも職員の人数も厳しい中で 3 月まで正規職員であった職員が辞めた後もこの会計年度任用職員として残るということをしてくれましたので、そういったところで、今現時点ですが慣れている職員が今までの仕事を、まあ時間に制限がありますので、いままでやっていたこと全部ということはもちろんできませんし、責任の度合もありますので全部任せることはできませんが、ある程度全体の 1 年間の流れをよく知っておりますので、効率的に仕事をしていただけていることと思っておりますが、まあ、今後はやはり正規派遣職員をなんとかまたお願いはして行こうと思っております。今、その穴埋めについては残った職員であるとか課長が事務分担をして補っているところでございます。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第 10、議案第 8 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 異議ありという発言がありましたので、もとえで再度お諮りいたします。

日程第 10、議案第 8 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり、賛成される方の挙手をお願いいたします。

挙手多数です。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 9 号、令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員です。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これにて、今議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

管理者。

管理者（久保田管理者） 第 92 回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中ご参集賜り、さらには提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議の上、承認、認定、可決を賜りましたことを、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきまして、議案質疑などにより、議員の皆さんからいただきましたご意見、ご要望等を十分念頭に入れまして、今後も浜田市及び江津市との連携を密にし、さらに効率のある広域行政の推進に努めてまいりますので、引き続き、ご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの流行であります。収束することなく、島根県におきましても大規模なクラスターが発生するなど感染者が増える傾向にあります。また、暑い日が続いておりまして熱中症の心配もあります。どうか議員の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。お礼のご挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上をもちまして、第 92 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

なお、引き続き全協を開催いたしますので、しばらくお待ちください。

席を副議長と交代をいたします。

（午後 0 時 41 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	沖 田 真 治	議員	2 番	串 崎 利 行	議員
3 番	鍛 治 恵巳子	議員	4 番	田 中 利 徳	議員
5 番	野 藤 薫	議員	6 番	多 田 伸 治	議員
7 番	上 野 茂	議員	8 番	岡 本 正 友	議員
9 番	牛 尾 昭	議員	10 番	山 根 兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田 章 市	副管理者	砂 川 明
監査委員	野 上 俊 文	事務局長	河 上 やすえ
総務課長	三 浦 幸 司	介護保険課長	三 浦 文 子
会計管理者	湯 浅 明百美		

職務のため出席したもの

総務係長	山 本 志 朗	主任主事	佐々木 智 恵
------	---------	------	---------

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員